

(写)

稲 監 第 809 号

令和 5 年 3 月 28 日

稲城市長 高橋 勝浩 様

稲城市監査委員 牧 修

稲城市監査委員 池田 英司

令和 4 年度第 2 回定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 4 年度第 2 回定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

令和4年度第2回定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象

市民部 市民課・保険年金課・課税課・収納課

産業文化スポーツ部 市民協働課・経済課・観光課・スポーツ推進課

農業委員会事務局

第3 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年10月31日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行（補助金等交付事務については、令和3年度執行分を含む）

第4 監査の実施期間

令和4年11月18日から令和5年3月27日まで

第5 監査の場所

監査事務局及び監査対象施設

第6 監査の着眼点及び手続

監査の着眼点は、次のとおりとした。

- 1 事務の執行は、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則ってなされているか、また、法令等の定めるところに従って適正に行われているか
- 2 予算の執行は、適正かつ計画的・効率的に行われているか
- 3 収入支出事務が、その根拠となる法令等に基づき適正に行われているか
- 4 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか
- 5 財産の管理が適正に行われているか
- 6 従前の指摘事項が是正されているか

これらを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、実査、関係職員からの説明聴取等通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の結果

監査対象部署における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行については、法令等に基づき、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度改善を要望した。